

北上市告示乙第126号

農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり北上農業振興地域整備計画を変更した。

令和7年12月24日

北上市長 八重樫 浩文

1 北上農業振興地域整備計画の変更概要

別紙のとおり

2 変更後の北上農業振興地域整備計画書

変更後の北上農業振興地域整備計画書は、北上市役所本庁舎（北上市芳町1番1号）内の農林部農林企画課において縦覧に供する。